## 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書類について

提出書類申請·届出項目	申請書	精神通院 医療用 診断書 ※1	健康保険 証の写し ※2	市町村民 税課税証 明書 ※3	収入等を 証明する 書類 ※4	重度かつ 継続に関 する意見 書(追加 用)	手帳用 診断書	記載事項変更届	受給者証	診断書の 写しの取 り寄せに 関する同 意書	再発行 申請書又 は紛失届 ※5
新規	0	0	0	Δ	Δ						
再認定 診断書 <u>1年目</u> の申請	0	0	0	Δ	Δ				0		Δ
再認定(継続申請) 診断書 <u>2年目</u> の申請	0		0	Δ	Δ	Δ※6			0		Δ
保険・保険上の世帯員・ 所得区分の変更	0		0	Δ	Δ	Δ※6		0	0		Δ
医療機関の変更・追加	0								0		Δ
住所・氏名等の変更								0	0		Δ
転入(他府県等からの 転居)による新規申請	0		0	Δ	Δ				O <b>%</b> 7	0	
再発行											0
手帳(診断書による申 請)との同時申請	0		0	Δ	Δ		0		0		Δ

- (注) △印の書類は、医療保険や所得の状況等により必要かどうかがが異なります。
- ●マイナンバーを記載することで、省略可能となるのは、「市町村民税課税証明書」「生活保護受給証明書」 ※2、※3を必ず確認

〇マイナンバー(個人番号)の記載について

- **∮・**受給者本人のマイナンバーの記載が必要
- ・本人以外のマイナンバーも必要な場合 ・本人以外のマイナンバーも必要な場合

受給者本人が家族として加入している,医療保険の被保険者のマイナンバー 国民健康保険の場合,国民健康保険に加入している世帯全員のマイナンバー

- ※1 診断書は、市町村受付時点で作成日から3か月以内のもの
- ※2 健康保険証の写し
  - ・自立支援医療を受給する方の健康保険証の写し。
  - ・国民健康保険・国民健康保険組合の場合は、世帯全員の国民健康保険証・国民健康保険組合証の写し。
  - \*申請書の「受給者と同一保険の加入者の名前」欄の記載必要 受給者本人が家族として加入している場合は、被保険者の名前とマイナンバーの記載が必要 国民健康保険・国民健康保険組合の場合は、加入者全員の名前とマイナンバーの記載が必要
- ※3 市町村民税課税証明書(生活保護受給証明書)
  - ・マイナンバーを利用して、情報連携ができる場合は、省略可能
  - ・マイナンバーの記載がない(情報連携できない)場合は、添付書類が必要

自立支援医療を受給する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合,本人及び被保険者の課税証明書 国民健康保険,国民健康保険組合の場合,国民健康保険,国民健康保険組合に加入している世帯全員の課税証明書 生活保護の場合,生活保護受給証明書

- \*生活保護受給者の内,マイナンバーが記載されていても,添付書類が必要な場合
- ・県福祉事務所管轄の生活保護受給者(情報連携できないため)
- •外国人受給者
- ※4 受給者に、課税証明では分からない収入等がある場合(障害年金・遺族年金等)
  - ・振り込み通知書(該当年のもの)または、通帳コピー(該当年の振り込み履歴のわかるもの)等を添付
- ※5 受給者証を紛失している場合は、紛失届を添付
- ※6 転入前の都道府県に受給者証を返還している場合は、写しでも可